



®

令和2年 (2020年) 5月11日 (月)

No. 15166 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

〈知的財産高等裁判所〉

特許異議申立成立取消請求事件

(「フルオロスルホン酸リチウム、非水系電解液、及び非水系電解液二次電池」特許発明 (第5987431号の請求項3) のサポート要件 (特許請求の範囲の記載不備・特許法36条6項1号違反) 誤認事件) [上] (全2回)

—平成30年 (行ケ) 第10170号、令和2年1月29日判決言渡—

サポート要件を満たしていない (特許請求の範囲の記載不備・特許法36条6項1号) として特許異議申立てで特許を取り消された特許発明が、本件訂正発明1、2、4、6ないし22がサポート要件に適合しないとした本件決定の判断は誤りであるから、原告主張の取消事由1ないし3はいずれも理由があり、また、本件訂正は請求項4ないし22を一群の請求項として訂正するものであり、本件訂正により削除訂正された請求項5はその一群の請求項の一部であるから、本件決定のうち、本件特許の請求項1、2、4ないし22に係る部分は取り消されるべきであり、また、本件訂正前の請求項3は、一群の請求項を構成するものではなく、本件訂正により削除訂正がされ、その削除訂正の効果が発生しているから、本件



Patent Attorneys
KUZUWA & PARTNERS
葛和国际特許事務所

		所長	弁理士	葛和	清司*		
副所長	弁理士	塩崎	進	副所長	弁理士	木村	伸也, Ph.D.
	弁理士	杉江	顕一		弁理士	井上	純一郎*
	弁理士	矢後	知美*		弁理士	大栗	由美
	弁理士	千野	櫻子		弁理士	高河原	芳子, Ph.D.
	弁理士	小田切	美紗		弁理士	松浦	綾子
中国弁理士	鄭	益鴻		技術顧問		R. Sankaran,	Ph.D.

*付記弁理士登録済

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 西新宿三井ビルディング17階

TEL 03(5321)6761 FAX 03(5321)6760

E-Mail info@kuzuwa.com URL <http://www.kuzuwa.com>